

岩手県告示第397号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和5年岩手県告示第270号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和6年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 岩手県全域
- （2） 実施した期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 国土広域情報修正
- 2（1） 実施した地域 和賀郡西和賀町
- （2） 実施した期間 令和5年5月19日から令和6年3月31日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 空中写真撮影
- 3（1） 実施した地域 奥州市
- （2） 実施した期間 令和5年4月10日から令和6年3月15日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 地磁気測量